

ケアプランセンター 東部緑の苑

運 営 規 程

社会福祉法人 北ひろしま福祉会

ケアプランセンター東部緑の苑

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人北ひろしま福祉会が開設するケアプランセンター東部緑の苑（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員並びに管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者やその家族の意志及び人権、尊厳を尊重し、利用者の選択に基づき、公正中立な立場で、地域の適切な保健医療サービスや福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、関係機関との連携、調整に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名称 ケアプランセンター東部緑の苑
- 二 所在地 北広島市朝日町2丁目6-9

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員3名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制を整備する。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次の通りとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - 二 サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
 - 三 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上必要に応じて訪問する。
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。
- 3 次条、通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受け取り、その領収書を渡す。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、北広島市、恵庭市、江別市、長沼町、札幌市全域、南幌町、栗山町、由仁町の区域とする。

(苦情処理)

第8条 当事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措

置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 二 成年後見制度の利用支援
- 三 苦情解決体制の整備
- 四 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修

（その他運営に関する重要事項）

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用時
- 二 年次研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人北ひろしま福祉会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和4年4月1日より施行する。